平成２５年（フ）第６４４号
神戸市灘区楠丘町１丁目２番３号　タートルコート20Ｄ
債務者　瀬川　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　祐資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県洲本市上物部２丁目６番27号近藤マンション１号
債務者　ＨＤ建築工房こと　小松　善久
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４３号
函館市千歳町３番５号
債務者　神野　優絵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
北海道北斗市東浜２丁目35番19号
債務者　種田　伸一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
函館市昭和４丁目16番19号
債務者　横澤　勝治
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
岩手県一関市山目字中野159番地１　ロイヤルシティ一関407、前住所岩手県奥州市水沢区神明町１丁目５番17号　レオパレスメルベーユ108号室
債務者　河合恵美子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根336番地２　奥浜マンション205号室
債務者　松木　由美
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第５４１０号
大阪市東淀川区大桐２丁目５番７号
債務者　日髙　留美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６号
大阪市東成区深江北３丁目４番22―416号
債務者　植田　　進
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９号
大阪市住之江区南港中２丁目１番35号　南港咲洲養護老人ホーム
債務者　田井　菊野
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９９号
大阪府八尾市植松町１丁目８番16号
債務者　峯澤　治光
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１３号
大阪市平野区平野市町２丁目３番６号
債務者　大田　弓子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３４号
大阪市生野区巽北１丁目20番２号　下野マンション204
債務者　松村こと　柗村　謙二
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４１号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番２号
債務者　元良　浩一
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６６号
大阪市西区南堀江３丁目11番18―206号
債務者　岡本　米藏
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１８号
大阪府門真市大倉町11―６、住民票上の住所大阪府門真市巣本町６番６号
債務者　山本　賢司
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１９号
大阪府門真市大倉町11―６、住民票上の住所大阪府門真市巣本町６番６号
債務者　山本　春代
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部